



三重県公報

令和6年6月21日 (金)

第 525 号

毎週火・金曜日発行

目 次

(番号)	(題 名)	(担当)	(頁)
告 示			
445	地方自治法第243条の2第1項の規定による販売代金の収納事務の委託	(国 際 戦 略 課)	2
446	介護保険法の規定による指定居宅サービス事業者の廃止の届出	(長 寿 介 護 課)	2
447	介護保険法の規定による指定介護予防サービス事業者の廃止の届出	(同)	2
448	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による精神通院医療に係る指定自立支援医療機関の指定	(健 康 推 進 課)	3
449	学校法人及び私立学校法第64条第4項の法人の行うことのできる収益事業の一部を改正する告示	(私 学 課)	3
450	大規模小売店舗立地法の規定による大規模小売店舗の新設の届出	(中 小 企 業 ・ サ ー ビ ス 産 業 振 興 課)	4
451	道路の区域変更及びその関係図面の縦覧	(道 路 管 理 課)	5
452	道路の供用開始及びその関係図面の縦覧	(同)	5
453	道路の占用を制限する区域の指定及びその関係図面の縦覧	(同)	6
公 安 委 告 示			
16	暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第15条の2第1項の規定に基づき指定暴力団を指定する件	(公 安 委 員 会)	6
公 告			
	軽油引取税に係る免税証を無効とした旨	(税 収 確 保 課)	7
	土地改良事業計画の変更を適当と決定した旨及びその関係書類の縦覧	(農 地 調 整 課)	7
	土地改良事業計画を定めた旨及びその関係書類の縦覧	(同)	7
	同件	(同)	8
	同件	(同)	8
	公共測量を実施する旨の通知	(公 共 用 地 課)	8
	流域水害対策計画を定めた旨及びその関係図書の縦覧	(河 川 課)	9
特 定 調 達 公 告			
	一般競争入札を行う旨	(文 化 振 興 課)	9
	同件	(同)	12

告 示

三重県告示第 445 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 2 第 1 項の規定により、伊勢志摩サミット関連のオリジナルグッズ販売委託業務の販売代金収納事務を次のとおり委託しました。

令和 6 年 6 月 21 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

- 1 委託先
大阪府大阪市天王寺区上本町 6 丁目 5 番 13 号
株式会社近鉄リテーリング
- 2 委託期間
令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで
- 3 指定した日
令和 6 年 4 月 1 日

三重県告示第 446 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 75 条第 2 項の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者から事業の廃止の届出がありました。

令和 6 年 6 月 21 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

介護保険事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者名	廃止年月日	サービスの種類
2470802774	在宅総合センター 宮川さくら苑 訪問介護 さくらもち	三重県伊勢市中島 2 丁目 24-20	みえ医療福祉生活協同組合	令和 6 年 4 月 30 日	訪問介護
2460890201	訪問看護ステーション 灯	三重県伊勢市小俣町本町 1277 番地	合同会社 c h r o n o s	令和 6 年 4 月 9 日	訪問看護
2460290659	訪問看護ステーション プロケア	三重県四日市市天カ須賀 4-7-28-2 階	株式会社咲楽パートナーズ	令和 6 年 5 月 31 日	訪問看護
2461390045	訪問看護ステーション そらまめ	三重県名張市百合が丘東 9 番町 260 番地	医療法人康成会	令和 6 年 5 月 31 日	訪問介護
2460790161	訪問看護ステーション えみあす	三重県松阪市上蛸路町 715-2	有限会社やすらぎ	令和 6 年 5 月 31 日	訪問看護
2470701711	ヘルパーステーション 陽だまりの庄松阪	三重県松阪市中林町 431 番地	特定非営利活動法人陽だまりの会	令和 6 年 5 月 31 日	訪問介護
2470701711	デイサービス 陽だまりの庄松阪	三重県松阪市中林町 431	特定非営利活動法人陽だまりの会	令和 6 年 5 月 31 日	通所介護
2460790310	花はな訪問看護ステーション	三重県松阪市小黒田町 523-2 ユーロハイツ 102 号室	インサイドアウトはなさか合同会社	令和 6 年 5 月 31 日	訪問看護
2460390269	訪問看護ステーションひなたぼっこ	三重県鈴鹿市岸岡町 3078 番地の 8	株式会社ケアサポートつくし	令和 6 年 5 月 31 日	訪問看護
2470303450	パナソニック エイジフリー ケアセンター鈴鹿・訪問入浴	三重県鈴鹿市中江島町 17 番 10 号ブラドール 92 101 号室	パナソニックエイジフリー株式会社	令和 6 年 5 月 31 日	訪問入浴介護

三重県告示第 447 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 115 条の 5 第 2 項の規定により、次のとおり指定介護予防サービス事業者から事業の廃止の届出がありました。

令和 6 年 6 月 21 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

介護保険事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者名	廃止年月日	サービスの種類
-----------	--------	---------	------	-------	---------

2460890201	訪問看護ステーション 灯	三重県伊勢市小俣町本町 1277 番地	合同会社 c h r o n o s	令和 6 年 4 月 9 日	介護予防訪問看護
2460290659	訪問看護ステーション プロケア	三重県四日市市天カ須賀 4-7-28-2 階	株式会社咲楽パートナーズ	令和 6 年 5 月 31 日	介護予防訪問看護
2460790161	訪問看護ステーション えみあす	三重県松阪市上蛸路町 715-2	有限会社やすらぎ	令和 6 年 5 月 31 日	介護予防訪問看護
2460790310	花はな訪問看護ステーション	三重県松阪市小黒田町 523-2 ユーロハイツ 102 号室	インサイドアウトはなさか合同会社	令和 6 年 5 月 31 日	介護予防訪問看護
2460390269	訪問看護ステーションひなたぼっこ	三重県鈴鹿市岸岡町 3078 番地の 8	株式会社ケアサポートつくし	令和 6 年 5 月 31 日	介護予防訪問看護
2470303450	パナソニック エイジフリー ケアセンター鈴鹿・訪問入浴	三重県鈴鹿市中江島町 17 番 10 号ブラドール 92 101 号室	パナソニックエイジフリー株式会社	令和 6 年 5 月 31 日	介護予防訪問入浴介護

三重県告示第 448 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 59 条第 1 項の規定により、次のとおり精神通院医療に係る指定自立支援医療機関を指定しました。

令和 6 年 6 月 21 日

三重県知事 一見勝之

医療機関の種別	医療機関の名称	所在地	指定年月日
薬局	健やか薬局 郡山店	鈴鹿市郡山町 2001-35	令和 6 年 6 月 1 日
薬局	安塚薬局	鈴鹿市安塚町 1605	令和 6 年 6 月 1 日
薬局	山の手こころ薬局	津市一身田上津部田 1413-11	令和 6 年 6 月 1 日
薬局	健やか薬局 神久店	伊勢市神久 2 丁目 1 番 14 号	令和 6 年 6 月 1 日
薬局	藤里薬局	伊勢市藤里町 671-7	令和 6 年 6 月 1 日
訪問看護	訪問看護ステーション t e t o t e	津市久居新町 2812 ウィズハピネス新町 101	令和 6 年 6 月 1 日
訪問看護	伊勢ひかり訪問看護ステーション	伊勢市御菌町高向 810-1	令和 6 年 6 月 1 日
訪問看護	ななおと訪問看護ステーション柘植	伊賀市柘植町 2193 番地	令和 6 年 6 月 1 日

三重県告示第 449 号

学校法人及び私立学校法第 64 条第 4 項の法人の行うことのできる収益事業の一部を改正する告示を次のように定めます。

令和 6 年 6 月 21 日

三重県知事 一見勝之

学校法人及び私立学校法第 64 条第 4 項の法人の行うことのできる収益事業の一部を改正する告示

学校法人及び私立学校法第 64 条第 4 項の法人の行うことのできる収益事業（平成 21 年三重県告示第 569 号）の一部を次のように改正し、公表の日から施行します。ただし、第 1 の改正規定は、令和 7 年 4 月 1 日から施行します。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
第 1 私立学校法第 19 条第 1 項の規定により知事の所轄に属する学校法人の行うことのできる収益事業（当該学校法人の設置する学校の教育の一部として又はこれに付随して行われる事業を除く。以下「収益事業」という。）は、第 2 の各項目に掲げるものであって、次のいずれにも該当しないものでなければならない。 1～6 （略）	第 1 私立学校法第 26 条第 1 項の規定により知事の所轄に属する学校法人の行うことのできる収益事業（当該学校法人の設置する学校の教育の一部として又はこれに付随して行われる事業を除く。以下「収益事業」という。）は、第 2 の各項目に掲げるものであって、次のいずれにも該当しないものでなければならない。 1～6 （略）
第 2 収益事業の種類は、統計法（平成 19 年法律第 53 号）第 2 条第 9 項に規定する統計基準である日本標準	第 2 収益事業の種類は、日本標準産業分類（平成 25 年総務省告示第 405 号）に定めるもののうち、次に掲げ

産業分類(第3において「日本標準産業分類」という。)に定めるもののうち、次に掲げるものとする。 1～18 (略)	るものとする。 1～18 (略)
---	-------------------------

三重県告示第 450 号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第5条第1項の規定により下記の大規模小売店舗を設置する者から新設の届出がなされたので、同条第3項の規定により次のとおり公告します。

法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、「1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 2 意見の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地 3 その周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項 4 意見の内容(日本語により、意見の理由を含めて記載する。)」を記載した意見書をこの公告の日から4月以内に三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課に到着するように提出してください。

なお、提出された意見は、法第8条第3項の規定により公告し、縦覧します。

令和6年6月21日

三重県知事 一見勝之

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ドラッグコスモス桑名大福店
桑名市大字大福字寺跡 443-1 ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
株式会社コスモス薬品	福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号	横山 英昭

- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
株式会社コスモス薬品	福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号	横山 英昭

- 3 大規模小売店舗の新設をする日
令和7年2月5日
- 4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
1,400 m²
- 5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

- (1) 駐車場の収容台数及び位置

駐車場	収容台数	位 置
駐車場	48台	縦覧による
合 計	48台	

- (2) 駐輪場の収容台数及び位置

駐輪場	収容台数	位 置
駐輪場	20台	縦覧による
合 計	20台	

- (3) 荷さばき施設の面積及び位置

荷さばき施設	面 積	位 置
荷さばき施設	40 m ²	縦覧による
合 計	40 m ²	

- (4) 廃棄物等の保管施設の容量及び位置

廃棄物保管施設	容 量	位 置
廃棄物保管施設 1	4.5 m ³	縦覧による
廃棄物保管施設 2	9.0 m ³	縦覧による
合 計	13.5 m ³	

6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

氏名又は名称	開店時刻	閉店時刻
株式会社コスモス薬品	午前9時	午後9時45分

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

駐車場	駐車可能時間帯
駐車場	午前8時30分から午後10時まで

(3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

駐車場	出入口の数	位置
駐車場	2箇所	縦覧による
合計	2箇所	

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

荷さばき施設	荷さばき可能時間帯
荷さばき施設	午前6時から午後10時まで

7 届出の日

令和6年6月4日

8 届出等の縦覧場所

三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課

9 届出等の縦覧の期間及び時間

令和6年6月21日から同年10月21日まで

開庁日の午前9時から午後5時まで

三重県告示第451号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更しました。
 なお、関係図面は、三重県県土整備部道路管理課に備え置いて、告示の日から2週間縦覧に供します。

令和6年6月21日

三重県知事 一見勝之

第1

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 一志出家線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員メートル	延長メートル
津市庄田町字中川原2860番4地先から 津市庄田町字中川原2860番1地先まで	旧	22.2～33.1	25.0
	新	26.4～33.1	25.0

第2

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 368号
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員メートル	延長メートル
伊賀市上之庄字地藏264番地先から 伊賀市上之庄字地藏260番5地先まで	旧	22.1～26.1	33.4
	新	22.1～31.6	33.4

三重県告示第452号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始します。
 なお、関係図面は、三重県県土整備部道路管理課に備え置いて、告示の日から2週間縦覧に供します。

令和6年6月21日

三重県知事 一見勝之

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日

県道 一志出家線	津市一志町字高野 1809 番 5 地先から 津市庄田町字中川原 2860 番 1 地先まで	令和 6 年 6 月 21 日
県道 伊勢南島線	度会郡度会町脇出字西出 161 番地先から 度会郡度会町脇出字西出 160 番 1 地先まで	令和 6 年 6 月 21 日
県道 大湊宮町停車場線	伊勢市御菌町長屋字清水 3133 番地先から 伊勢市御菌町長屋字吉祥 2919 番 2 地先まで	令和 6 年 7 月 5 日
一般国道 311 号	尾鷲市賀田町字築地 1531 番地先から 尾鷲市賀田町字鉄砲洲 1545 番地先まで	令和 6 年 7 月 9 日

三重県告示第 453 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 37 条第 1 項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定しますので、同条第 3 項の規定により、次のとおり告示します。

なお、関係図面は、三重県県土整備部道路管理課に備え置いて、告示の日から 2 週間縦覧に供します。

令和 6 年 6 月 21 日

三重県知事 一 見 勝 之

1 道路の種類及び路線名

道路の種類	路線名	占用を制限する区域
県道	伊勢南島線	度会郡度会町脇出字西出 161 番地先から 度会郡度会町脇出字西出 160 番 1 地先まで
一般国道	311 号	尾鷲市賀田町字築地 1531 番地先から 尾鷲市曾根町字古川 840 番 9 地先まで

2 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用制限の開始日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

3 占用制限の理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止する。

4 占用制限の開始日

令和 6 年 6 月 21 日

公安委告示

三重県公安委員会告示第 16 号

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 15 条の 2 第 1 項の規定に基づき、次の指定暴力団を同項に規定する特定抗争指定暴力団等として指定するので、同条第 8 項において準用する同法第 7 条第 1 項の規定により、次のとおり告示します。

令和 6 年 6 月 21 日

三重県公安委員会委員長 村 田 典 子

1(1) 名称 六代目山口組

(2) 主たる事務所の所在地 兵庫県神戸市灘区篠原本町 4 丁目 3 番 1 号

(3) 代表する者の氏名 篠田 建市

(4) 代表する者の住所 愛知県名古屋市中区妙見町 10 番地

(5) 指定番号 6322-2

(6) 警戒区域 桑名市、名張市及び伊賀市の区域

(7) 指定の期限 令和 6 年 9 月 20 日まで

2(1) 名称 絆會

(2) 主たる事務所の所在地 大阪府大阪市中央区島之内 1 丁目 14 番 14 号

- (3) 代表する者の氏名 金 禎紀
- (4) 代表する者の住所 兵庫県神戸市長田区 5 番町 3 丁目 5 番地の 7
- (5) 指定番号 6224-1
- (6) 警戒区域 桑名市、名張市及び伊賀市の区域
- (7) 指定の期限 令和 6 年 9 月 20 日まで

公 告

三重県県税条例施行規則（昭和 34 年三重県規則第 48 号）第 68 条の 8 第 1 項の規定により届出のありました軽油引取税に係る免税証については、紛失した日から無効としました。

令和 6 年 6 月 21 日

三重県知事 一 見 勝 之

免税証の種類	用途	番号	枚数	有効期間	免税証に記載された販売業者の名称	紛失年月日
2000券	漁船	52301516661 52301516663 52301516665	3	令和 6 年 4 月 1 日～ 令和 6 年 5 月 9 日	有限会社市野石油店	令和 6 年 5 月 20 日
1000券	漁船	52301416667～ 52301416669	3	令和 6 年 4 月 1 日～ 令和 6 年 5 月 9 日	有限会社市野石油店	令和 6 年 5 月 20 日

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 48 条第 9 項において準用する同法第 8 条第 1 項の規定により、員弁川用水第三土地改良区から申請のありました土地改良事業計画（維持管理計画）の計画変更は、適当と決定しましたので、当該決定に係る関係書類を次のとおり縦覧に供します。

なお、この計画変更については、土地改良法第 48 条第 9 項において準用する同法第 9 条第 1 項の規定により、縦覧期間満了の日の翌日から起算して 15 日以内に三重県知事に異議の申出をすることができます。また、三重県を被告として、決定のあったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に決定に対する取消しの訴えを提起することができます。

令和 6 年 6 月 21 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 縦覧に供すべき書類の名称
土地改良事業計画（維持管理計画）変更計画書の写し
- 2 縦覧の期間
令和 6 年 6 月 24 日から同年 7 月 22 日まで
- 3 縦覧の場所
桑名市役所産業振興部農林水産課（桑名市中央町二丁目 37 番地）

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 87 条第 1 項の規定により、県営湛水防除事業 稗田地区の計画を定めましたので、当該決定に係る関係書類を次のとおり縦覧に供します。

なお、この計画については、土地改良法第 87 条第 6 項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して 15 日以内に三重県知事に審査請求をすることができます。また、この計画が定められたことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、三重県を被告として（訴訟において三重県を代表する者は三重県知事となります。）、この計画の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、この計画の取消しの訴えを提起することができます（なお、上記の期間が経過する前であっても、この計画が定められた日（審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があった日）の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、この計画の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

令和 6 年 6 月 21 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 縦覧に供すべき書類の名称

土地改良事業計画書の写し

2 縦覧の期間

令和6年6月24日から同年7月22日まで

3 縦覧の場所

桑名市役所産業振興部農林水産課（桑名市中央町二丁目 37 番地）

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、水利施設等保全高度化事業（基幹水利施設保全型）青蓮寺用水4期地区の計画を定めましたので、当該決定に係る関係書類を次のとおり縦覧に供します。

なお、この計画については、土地改良法第87条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に三重県知事に審査請求をすることができます。また、この計画が定められたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、三重県を被告として（訴訟において三重県を代表する者は三重県知事となります。）、この計画の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、この計画の取消しの訴えを提起することができます（なお、上記の期間が経過する前であっても、この計画が定められた日（審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過した場合は、この計画の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

令和6年6月21日

三重県知事 一 見 勝 之

1 縦覧に供すべき書類の名称

土地改良事業計画書の写し

2 縦覧の期間

令和6年6月24日から同年7月22日まで

3 縦覧の場所

伊賀市役所産業振興部農村整備課（伊賀市四十九町 3184 番地）

名張市役所産業部農村整備室（名張市鴻之台 1 番町 1 番地）

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、県営基幹農業水利施設ストックマネジメント事業 東員・中上1期地区の計画を定めましたので、当該決定に係る関係書類を次のとおり縦覧に供します。

なお、この計画については、土地改良法第87条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に三重県知事に審査請求をすることができます。また、この計画が定められたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、三重県を被告として（訴訟において三重県を代表する者は三重県知事となります。）、この計画の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、この計画の取消しの訴えを提起することができます（なお、上記の期間が経過する前であっても、この計画が定められた日（審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過した場合は、この計画の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

令和6年6月21日

三重県知事 一 見 勝 之

1 縦覧に供すべき書類の名称

土地改良事業計画書の写し

2 縦覧の期間

令和6年6月24日から同年7月22日まで

3 縦覧の場所

桑名市役所産業振興部農林水産課（桑名市中央町二丁目 37 番地）

東員町役場産業課（員弁郡東員町大字山田 1600 番地）

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、次の公共測量を実施する旨、国土交通省中部地方整備局三重河川国道事務所長から通知がありました。

令和6年6月21日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 作業種類
公共測量（用地測量）
- 2 作業期間
令和6年6月10日から同年12月13日まで
- 3 作業地域
松阪市櫛田町

特定都市河川浸水被害対策法（平成15年法律第77号）第4条第1項の規定により、雲出川水系中村川・波瀬川・赤川流域水害対策計画を令和6年6月4日に定めましたので、同条第10項及び特定都市河川浸水被害対策法施行規則（平成16年国土交通省令第64号）第2条の規定により公表します。

なお、関係図書は、三重県県土整備部河川課、三重県津建設事務所及び三重県松阪建設事務所に備え置いて縦覧に供します。

令和6年6月21日

三重県知事 一見勝之

特定調達公告

次のとおり一般競争入札を行いますので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年三重県規則第84号）第5条の規定により公告します。

令和6年6月21日

三重県知事 一見勝之

- 1 入札に付する事項
 - (1) 案件名
令和6年度環生第6号三重県総合文化センター大ホール舞台照明設備調光装置改修
 - (2) 内容
三重県知事が調達説明書（仕様書）で指定する特質等を有することが必要です。
 - (3) 履行期間
契約締結の日から令和7年3月21日（金）までとします。
 - (4) 履行場所
三重県総合文化センター
- 2 入札参加者及び落札者に必要な資格
 - (1) 競争入札参加資格
 - ア 当該競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
 - イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者でないこと。
 - (2) 落札資格
 - ア 三重県建設工事等資格（指名）停止措置要領により資格（指名）停止を受けている期間中である者でないこと。
 - イ 三重県物件関係落札資格停止要綱により落札資格停止措置を受けている期間中である者又は同要綱に定める落札資格停止要件に該当する者でないこと。
 - ウ 三重県税又は地方消費税を滞納している者でないこと。
- 3 入札に関する事項
 - (1) 本入札は、電子入札システム（以下「本システム」といいます。）を利用して行いますが、書面により入札に参加することもできます。
 - (2) 本入札は、開札事務を本システムで行うため、書面により入札に参加する場合であっても、三重県電子調達システム（物件等）（以下「調達システム」といいます。）の利用登録が必要です。
 - (3) 調達システム利用登録者が本システムにより入札に参加した場合は、書面による入札への途中変更はできません。

- (4) 調達システムの障害等やむを得ない事情が生じた場合は、書面による入札に変更することがあります。
- (5) 調達システムの運用については、「三重県電子調達システム（物件等）運用基準」によります。
- 4 入札者に求められる義務
- 入札に参加を希望する者は、事前に調達システムの利用登録申請を行い、(1)に掲げる申請を令和6年7月17日（水）12時までに、本システムで入札する場合にあっては本システムに登録し、書面による入札の場合にあっては5(1)の場所に提出し、入札参加資格確認結果の通知を受けなければなりません。また、落札候補者にあっては、入札実施後に(2)及び(3)の書類を提出してください。
- なお、提出した書類等について説明を求められた場合は、これに応じなければなりません。
- (1) 三重県物件関係競争入札参加及び落札資格に関する要綱第4条第1項に定める申請
- (2) 消費税及び地方消費税についての「納税証明書（その3 未納税額のない証明用）」（所管税務署が過去6月以内に発行したものです。）の写し（提示可）
- (3) 三重県内に本支店又は営業所等を有する事業者にあつては、「納税確認書」（三重県の県税事務所が過去6月以内に発行したものです。）の写し（提示可）
- 5 入札手続等に関する事項
- (1) 担当部局
〒514-8570 三重県津市広明町13番地
三重県環境生活部環境生活総務課予算経理班 担当 真弓
電話 059-224-2367 ファクシミリ 059-224-3069
- (2) 契約条項を示す場所
〒514-8570 三重県津市広明町13番地
三重県環境生活部文化振興課拠点連携班 担当 石垣
電話 059-224-2233 ファクシミリ 059-224-2408
- (3) 調達システム担当部局
〒514-8570 三重県津市広明町13番地
三重県出納局会計支援課企画支援班
電話 059-224-2785/2787 ファクシミリ 059-224-2784
- (4) 調達説明書（仕様書）の配布方法
本公告日から令和6年8月1日（木）まで調達システムにより提供します。
- (5) 入札参加資格確認結果の通知
- ① 本システムによる競争入札参加資格確認申請の場合 令和6年7月23日（火）17時までに本システム上で通知を行います。
- ② 書面による競争入札参加資格確認申請の場合 令和6年7月23日（火）17時までに通知書を発送します。
- (6) 入札書提出の日時及び場所
- ア 本システムによる入札書受付期間は、以下のとおりです。
入札参加資格確認結果の通知の日から令和6年8月1日（木）14時30分まで
- イ 書面による入札の場合は、一般書留郵便又は簡易書留郵便により、調達案件名を記載の上、三重県庁内郵便局留めで郵送してください。
提出締切日時 令和6年8月1日（木）14時30分
なお、入札書は郵便局留め期間の10日を経過すると差出人に返送されますので、日数を考慮して投函してください。
- 送付先
〒514-0006 三重県津市広明町13番地
宛 先 三重県庁内郵便局留め
受取人 三重県環境生活部環境生活総務課予算経理班
案件名 令和6年度環生第6号三重県総合文化センター大ホール舞台照明設備調光装置改修
- (7) 開札の日時及び場所
日時 令和6年8月1日（木）14時35分
場所 三重県津市広明町13番地
三重県環境生活部環境生活総務課

(8) 入札方法等に関する事項

ア 入札書の記載

入札書の記載に当たっては、入札書に記載された金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって契約金額としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の110分の100に相当する金額を記載するものとします。

イ 入札保証金

入札保証金は、入札価格の100分の5以上の額とします。ただし、三重県会計規則（平成18年三重県規則第69号。以下「規則」といいます。）第67条第2項各号のいずれかに該当する場合は、免除します。

ウ 契約保証金

契約保証金は、契約金額の100分の10以上の額とします。ただし、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者（以下これらを「更生（再生）手続中の者」といいます。）のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者（会社更生法第199条第1項の更生計画の認可又は民事再生法第174条第1項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限ります。）が契約の相手方となるときは、納付する契約保証金の額は、契約金額の100分の30以上とします。

また、規則第75条第4項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除します。ただし、規則第75条第4項第1号、第2号又は第4号に該当するときを除き、更生（再生）手続中の者については、契約保証金を免除しません。

エ 落札者の決定方法

落札者は、本公告に示した業務を履行できると三重県知事が判断した入札者であって、規則第65条の規定により定められた予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。

オ 入札の無効

本公告に示した入札参加者及び落札者に必要な資格のない者、入札者に求められる義務を履行しなかった者並びに規則第71条各号のいずれかに該当する者の提出した入札書は、無効とします。

6 その他

(1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 入札の中止等

天災その他やむを得ない事由により入札又は開札を行うことができないときは、本入札を延期又は中止することがあります。

また、入札者が1者だけの場合は、本入札を中止又は延期することがあります。

なお、上記の場合における費用は、入札者の負担とします。

(4) 苦情申立て

参加資格の確認その他の手続に不服がある場合は、指定した発注機関の長に対して苦情申立てを行うことができます。

なお、政府調達に関する協定違反と判断される調達に関する苦情申立ては、政府調達に関する苦情の処理手続（平成26年三重県告示第292号）に基づき、三重県政府調達苦情検討委員会（連絡先：出納局出納総務課（三重県政府調達苦情検討委員会事務局）、電話059-224-2771）に行うことができます。

本件調達手続において、政府調達協定に係る苦情の申立てがあり、三重県政府調達苦情検討委員会が契約締結の停止等を要請した場合は、本件調達手続の停止等を行うことがあります。

(5) 申請書又は提出書類に虚偽の記載をした場合は、不誠実な行為とみなし三重県物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止を行うことがあります。

(6) 本入札及び契約締結後において、不正又は不誠実な行為が判明した場合は落札資格停止、契約解除等の厳正な措置を講じます。

(7) 本入札に係る詳細は、調達説明書（仕様書）によります。

7 Summary

- (1) Subject Matter of the Contract:
Renovation of dimming equipment in Grand Auditorium at Mie Center for Arts
- (2) Bid Submission Deadline:
(Electronic submission via the internet)
Bids submitted electronically must be received by 2:30 P.M. on Thursday, August 1, 2024.
(Submission by registered mail)
Bids submitted by registered mail must be received at the appointed post office by 2:30 P.M. on Thursday, August 1, 2024.
- (3) Date and Time for the Open Bidding:
The meeting for the open bidding will begin promptly at 2:35 P.M. on Thursday, August 1, 2024.
- (4) Managing Authority:
Cultural promotion division, Department of Environment and social affairs, Mie Prefecture
13 Komei-cho, Tsu city, Mie, 514-8570, Japan
TEL:059-224-2233

次のとおり一般競争入札を行いますので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年三重県規則第84号）第5条の規定により公告します。

令和6年6月21日

三重県知事 一 見 勝 之

1 入札に付する事項

- (1) 案件名
令和6年度環生第7号三重県総合文化センター大中ホール舞台吊物機構部品交換
- (2) 内容
三重県知事が調達説明書（仕様書）で指定する特質等を有することが必要です。
- (3) 履行期間
契約締結の日から令和8年3月27日（金）までとします。
- (4) 履行場所
三重県総合文化センター

2 入札参加者及び落札者に必要な資格

- (1) 競争入札参加資格
ア 当該競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者でないこと。
- (2) 落札資格
ア 三重県建設工事等資格（指名）停止措置要領により資格（指名）停止を受けている期間中である者でないこと。
イ 三重県物件関係落札資格停止要綱により落札資格停止措置を受けている期間中である者又は同要綱に定める落札資格停止要件に該当する者でないこと。
ウ 三重県税又は地方消費税を滞納している者でないこと。

3 入札に関する事項

- (1) 本入札は、電子入札システム（以下「本システム」といいます。）を利用して行いますが、書面により入札に参加することもできます。
- (2) 本入札は、開札事務を本システムで行うため、書面により入札に参加する場合であっても、三重県電子調達システム（物件等）（以下「調達システム」といいます。）の利用登録が必要です。
- (3) 調達システム利用登録者が本システムにより入札に参加した場合は、書面による入札への途中変更はできません。
- (4) 調達システムの障害等やむを得ない事情が生じた場合は、書面による入札に変更することがあります。
- (5) 調達システムの運用については、「三重県電子調達システム（物件等）運用基準」によります。

4 入札者に求められる義務

入札に参加を希望する者は、事前に調達システムの利用登録申請を行い、(1)に掲げる申請を令和6年7月

17日(水)12時までに、本システムで入札する場合にあっては本システムに登録し、書面による入札の場合にあっては5(1)の場所に提出し、入札参加資格確認結果の通知を受けなければなりません。また、落札候補者にあっては、入札実施後に(2)及び(3)の書類を提出してください。

なお、提出した書類等について説明を求められた場合は、これに応じなければなりません。

- (1) 三重県物件関係競争入札参加及び落札資格に関する要綱第4条第1項に定める申請
 - (2) 消費税及び地方消費税についての「納税証明書(その3 未納税額のない証明用)」(所管税務署が過去6月以内に発行したものです。)の写し(提示可)
 - (3) 三重県内に本支店又は営業所等を有する事業者にあつては、「納税確認書」(三重県の県税事務所が過去6月以内に発行したものです。)の写し(提示可)
- 5 入札手続等に関する事項

(1) 担当部局

〒514-8570 三重県津市広明町13番地
三重県環境生活部環境生活総務課予算経理班 担当 真弓
電話 059-224-2367 ファクシミリ 059-224-3069

(2) 契約条項を示す場所

〒514-8570 三重県津市広明町13番地
三重県環境生活部文化振興課拠点連携班 担当 石垣
電話 059-224-2233 ファクシミリ 059-224-2408

(3) 調達システム担当部局

〒514-8570 三重県津市広明町13番地
三重県出納局会計支援課企画支援班
電話 059-224-2785/2787 ファクシミリ 059-224-2784

(4) 調達説明書(仕様書)の配布方法

本公告日から令和6年8月1日(木)まで調達システムにより提供します。

(5) 入札参加資格確認結果の通知

- ① 本システムによる競争入札参加資格確認申請の場合 令和6年7月26日(金)17時までに本システム上で通知を行います。
- ② 書面による競争入札参加資格確認申請の場合 令和6年7月26日(金)17時までに通知書を発送します。

(6) 入札書提出の日時及び場所

ア 本システムによる入札書受付期間は、以下のとおりです。

入札参加資格確認結果の通知の日から令和6年8月1日(木)14時30分まで

イ 書面による入札の場合は、一般書留郵便又は簡易書留郵便により、調達案件名を記載の上、三重県庁内郵便局留めで郵送してください。

提出締切日時 令和6年8月1日(木)14時30分

なお、入札書は郵便局留め期間の10日を経過すると差出人に返送されますので、日数を考慮して投函してください。

送付先

〒514-0006 三重県津市広明町13番地

宛 先 三重県庁内郵便局留め

受取人 三重県環境生活部環境生活総務課予算経理班

案件名 令和6年度環生第7号三重県総合文化センター大中ホール舞台吊物機構部品交換

(7) 開札の日時及び場所

日時 令和6年8月1日(木)14時35分

場所 三重県津市広明町13番地

三重県環境生活部環境生活総務課

(8) 入札方法等に関する事項

ア 入札書の記載

入札書の記載に当たっては、入札書に記載された金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって契約金額としますので、

入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の110分の100に相当する金額を記載するものとします。

イ 入札保証金

入札保証金は、入札価格の100分の5以上の額とします。ただし、三重県会計規則（平成18年三重県規則第69号。以下「規則」といいます。）第67条第2項各号のいずれかに該当する場合は、免除します。

ウ 契約保証金

契約保証金は、契約金額の100分の10以上の額とします。ただし、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者（以下これらを「更生（再生）手続中の者」といいます。）のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者（会社更生法第199条第1項の更生計画の認可又は民事再生法第174条第1項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限ります。）が契約の相手方となるときは、納付する契約保証金の額は、契約金額の100分の30以上とします。

また、規則第75条第4項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除します。ただし、規則第75条第4項第1号、第2号又は第4号に該当するときを除き、更生（再生）手続中の者については、契約保証金を免除しません。

エ 落札者の決定方法

落札者は、本公告に示した業務を履行できると三重県知事が判断した入札者であって、規則第65条の規定により定められた予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。

オ 入札の無効

本公告に示した入札参加者及び落札者に必要な資格のない者、入札者に求められる義務を履行しなかった者並びに規則第71条各号のいずれかに該当する者の提出した入札書は、無効とします。

6 その他

(1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 入札の中止等

天災その他やむを得ない事由により入札又は開札を行うことができないときは、本入札を延期又は中止することがあります。

また、入札者が1者だけの場合は、本入札を中止又は延期することがあります。

なお、上記の場合における費用は、入札者の負担とします。

(4) 苦情申立て

参加資格の確認その他の手続に不服がある場合は、指定した発注機関の長に対して苦情申立てを行うことができます。

なお、政府調達に関する協定違反と判断される調達に関する苦情申立ては、政府調達に関する苦情の処理手続（平成26年三重県告示第292号）に基づき、三重県政府調達苦情検討委員会（連絡先：出納局出納総務課（三重県政府調達苦情検討委員会事務局）、電話059-224-2771）に行うことができます。

本件調達手続において、政府調達協定に係る苦情の申立てがあり、三重県政府調達苦情検討委員会が契約締結の停止等を要請した場合は、本件調達手続の停止等を行うことがあります。

(5) 申請書又は提出書類に虚偽の記載をした場合は、不誠実な行為とみなし三重県物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止を行うことがあります。

(6) 本入札及び契約締結後において、不正又は不誠実な行為が判明した場合は落札資格停止、契約解除等の厳正な措置を講じます。

(7) 本入札に係る詳細は、調達説明書（仕様書）によります。

7 Summary

(1) Subject Matter of the Contract:

Replacement of stage rigging system parts in Grand Auditorium and Middle Auditorium at Mie Center for Arts

(2) Bid Submission Deadline:

(Electronic submission via the internet)

Bids submitted electronically must be received by 2:30 P.M. on Thursday, August 1, 2024.

(Submission by registered mail)

Bids submitted by registered mail must be received at the appointed post office by 2:30 P.M. on Thursday, August 1, 2024.

(3) Date and Time for the Open Bidding:

The meeting for the open bidding will begin promptly at 2:35 P.M. on Thursday, August 1, 2024.

(4) Managing Authority:

Cultural promotion division, Department of Environment and social affairs, Mie Prefecture

13 Komei-cho, Tsu city, Mie, 514-8570, Japan

TEL:059-224-2233

発行 三 重 県

三重県津市栄町1丁目891

三重県総務部法務・文書課

電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <https://www.pref.mie.lg.jp/>
